

官報

昭和四十五年十二月十五日

第六十四回 衆議院会議録 第九号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和四十五年十二月十五日

午後二時開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
公安審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後二時五十分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(船田中君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行ないます。

○加藤六月君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、中央選挙管理委員会に大浜英子君、近藤英明君、岡崎三郎君、石田次男君及び渡辺年之助君を指名いたします。

また、同予備委員に小島憲君、近藤操君、堀米正道君、小沢省吾君及び山崎礼二君を指名いたします。

公安審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、公安審査委員会委員に大場茂行君及び田上稜治君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を求めます。

意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(船田中君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右

昭和四十五年十二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和四十六年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以上「指定都市」という。)及び特別区の選挙にあつては昭和四十六年四月十一日、指定都市以外の市及び町村の選挙にあつては同月二十五日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長については、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次各号の区分に応じ当該各号に掲げる日以前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらにかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)
第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならぬ。

一 都道府県知事の選挙
昭和四十六年三月十七日

二 指定都市の長の選挙
昭和四十六年三月二十二日

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙
昭和四十六年三月三十日

四 特別区の議会の議員の選挙
昭和四十六年四月一日

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙
昭和四十六年四月十五日

べき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次各号の区分に応じ当該各号に掲げる日以前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらにかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)
第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならぬ。

一 都道府県知事の選挙
昭和四十六年三月十七日

二 指定都市の長の選挙
昭和四十六年三月二十二日

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙
昭和四十六年三月三十日

四 特別区の議会の議員の選挙
昭和四十六年四月一日

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙
昭和四十六年四月十五日

昭和三十五年十二月十五日 衆議院会議録第九号

昭和三十五年十二月十五日 衆議院会議録第九号

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の

昭和四十五年十二月十五日 衆議院會議録第九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

一四四

六 町村の議会の議員及び長の選挙

昭和四十六年四月十八日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第九十九条第一項の規定により同時に行なう。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第九十九条第二項の規定により同時に行なう。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和四十六年四月十一日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に關する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までとの間とする。

(政令への委任)

第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手續その他その執行に關し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定により行なわれる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定を適用する場合には、当該地方公共団体の人口の算定については、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、都道府県、指定都市及び特別区にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村にあつては、昭和四十六年二月一日現在において昭和四十五年国勢調査の結果による人口が官報で公示されていない場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、同日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によることができる。この場合において、当該地方公共団体の区域の全部又は一部の地域の人口に關して最近に行なわれた他の指定統計調査の結果による人口が公表されているときは、これを用いるものとする。

3 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和四十六年三月三十日に退職した場合(公職選挙法第九十条の規定により当該市町村(公職選挙法第九十条の職を辞したものとなされた場合を含む。)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合にあつては、当該選挙の期日の前日)まで引き続き当該議員として在職した者とみなす。

理由 全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和四十六年三月、四月又は五月中旬に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の期日を統一する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

任期が昭和四十六年三月、四月又は五月中旬に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の期日を統一する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員会理事大西正男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大西正男君登壇〕

○大西正男君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案につきまして、公職選挙法改正に關する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が、昭和四十六年三月から五月までに満了することとなりますので、前例にかんがみ、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と、選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

統一選挙の期日は、都道府県並びに指定都市及び特別区の選挙については四月十一日、指定都市以外の市及び町村の選挙については四月二十五日、いずれも日曜日としたしては四月二十五日、いずれも日曜日としたしては四月二十五日、選挙の手續、重複立候補の禁止、議員定数の算定基礎となる人口などにつきまして、所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る十二月十一日日本特別委員会に付託され、昨十四日秋田自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました後、本法律案の取り扱ひについて与野党間で協議が行なわれ、結果、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党五派共同提案にかかる修正案が提出されました。

その内容は、地方公共団体の議会の議員の定数の基礎となる人口については、国勢調査の結果のみによることとし、他の指定統計調査の結果は用いないこととするものであります。

日本社会党堀堀委員から本修正案の趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項後段を削る。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、災害対策特別委員長提出、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十五年十二月十五日

提出者

災害対策特別委員長 辻原 弘市

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加え、同条第二項中「豪雪地帯」の下に「又は特別豪雪地帯」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議会の議決を経て内閣総理大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

第四条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、基本計画を定めるに当たつては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に關し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第五條第二項第一号中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加える。

昭和四十五年十二月十五日 衆議院會議録第九号

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

豪雪地帯対策特別措置法の施行後の状況にかんがみ、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯として指定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長辻原弘市君。

〔辻原弘市君登壇〕

○辻原弘市君 たいいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

豪雪地帯の中には、恒常的な豪雪による災害により、冬季間の交通は途絶し、生活必需品の輸送はおろか、病人が発生しても治療を受けることができません、あまつさえ、死亡診断書をもらうため、それで死体を町へ搬出する地域もあるといわれ、その生活は困窮をきわめ、後進性を脱却し得ないまま今日に至っております。

本案は、これらの地域における雪害対策を積極的に推進するため、豪雪地帯の中で、特に積雪が著しく、長期間にわたつて交通が途絶する等、住民の生活が困窮をきわめている地域を、特別豪雪地帯として指定し、可能な限りの特別な措置を講じ、住民の安全と福祉をはかるうとするものであります。

そのおもな内容は、次のとおりであります。

第一は、内閣総理大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により、住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

会の議決を経て、内閣総理大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定することであり

第二は、内閣総理大臣は、豪雪地帯対策基本計画を定めるにあつて、特別豪雪地帯について、住民の生活水準の維持改善に關し、必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならないものとしてたことであります。

災害対策特別委員会におきましては、本案を委員会提出法律案として全会一致で決定いたしました。政府に對して、特別豪雪地帯の指定にあつては、豪雪地帯のうち、集落から幹線道路につながる主要な道路における自動車の通行が積雪のため長期間にわたり不能となる地域が存在し、かつ、累年平均積雪積算値が一万五千センチメートル以上である市町村を対象とするよう配慮すること。

次に、特別豪雪地帯に對して、緊急に実施を必要とする措置として、基幹的な市町村道を優先的に県道に昇格させ、改築、除雪及び防雪事業等を大幅に促進する措置を講ずること。

小学校、中学校及び高等学校の冬季寄宿舎、教員住宅並びに保育所の整備等について特別な財政措置を講ずること。

診療所の整備及び冬季巡回診療等について特別な措置を講じ、住民の健康の確保につとめること。

また、雪害の克服のため地域の実情に應じて、時限で行なう特別事業として、冬季通行困難な集落を基幹的な道路と結ぶ連絡路の冬季通行確保のための局部改良及び防雪事業、共同作業所等を整備するための事業、越冬生鮮食品を貯蔵するための施設を整備するための事業、その他雪害を克服するため必要な事業について、特段の措置を実施するよう強く要望した次第であります。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十五年十二月十五日

提出者

議院運営委員長 渡海元三郎

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

二四五

昭和四十五年十二月十五日 衆議院會議録第九号

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

二四六

第一条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を第二条の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第二条 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額三千元をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ)を支払っている国会議員の秘書(両議院の議長が協議して定める国会議員の秘書を除く)は、その家賃の額と三千元との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千元をこえるときは三千元とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる)の月額の住居手当を受ける。

第四条第二項中「十二月一日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に五分の六を乗じて得た割合」を削り、「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の四十」を「百分の四十八」に、「百分の三十」を「百分の三十六」に、「百分の十五」を「百分の十八」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十一条の三第二項第一号に掲げる割合を」第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に係る同号に掲げる割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(給料等の内払)

2 改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

理由 一般の政府職員(給与改定に伴い、国会議員の秘書に住居手当を支給することとする)とともに、勤勉手当を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度において約六千六百万円の見込みである。

議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事海部俊樹君。海部俊樹君登壇。海部俊樹君 たいだいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

この法律案は、今回の一般政府職員の給与改定に伴い、国会議員の秘書についてもこれと同様の措置を講じようとするものであります。その第一は、国会議員の秘書に対して、最高月額三千元の範囲内で住居手当を支給しようとするものであります。第二は、秘書に支給する勤勉手当について、六月支給分を〇・一カ月分増額し、〇・六カ月分にしようとするものであります。第三は、秘書の給料の中に加算されている調整

手当相当額について、二%増額して八%にしようとするものであります。この法律案は、公布の日から施行し、本年五月一日に遡及して適用しようとするものであります。本案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。(拍手)

議長(船田中君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時十八分散会

出席國務大臣 法務大臣 小林 武治君 自治大臣 秋田 大助君 國務大臣 佐藤 一郎君

朗読を省略した議長報告 (要求書受領) 一、今十五日、内閣から、公安審査委員会委員に大場茂行君及び田上稷治君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。(理事補欠選任) 一、去る十一日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 浅井 美幸君(理事島居一雄君去る十一日理事辞任につきその補欠)

一、昨十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鈴木 康雄君(理事大野潔君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 原 康助君 補欠 茂君

地方行政委員 原 茂君 補欠 上原 康助君

法務委員 原 茂君 補欠 上原 康助君

文教委員 原 茂君 補欠 上原 康助君

社会労働委員 原 茂君 補欠 上原 康助君

原 茂君 補欠 上原 康助君

原 茂君 補欠 上原 康助君

原 茂君 補欠 上原 康助君

原 茂君 補欠 上原 康助君

原 茂君 補欠 上原 康助君

米田 東吾君 後藤 俊男君

農林水産委員 角屋堅次郎君 勝岡田清一君

商工委員 中谷 鉄也君 三宅 正一君

運輸委員 米田 東吾君 後藤 俊男君

通信委員 安宅 常彦君 川俣健二郎君

予算委員 細谷 治嘉君 阪上安太郎君

決算委員 西村 榮一君 永末 英一君

水野 清君 勝岡田清一君 笠岡 喬君

田中 武夫君 勝岡田清一君

松本 善明君 不破 哲三君

予算委員 不破 哲三君

不破 哲三君 松本 善明君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

阿部 文男君 足立 篤郎君

中山 利生君 植木庚子郎君

山口 敏夫君 木村 武雄君

足立 篤郎君 阿部 文男君

植木庚子郎君 中山 利生君

木村 武雄君 山口 敏夫君

二階堂 進君 鯨岡 兵輔君

稲村佐近四郎君 福田 一君

川崎 寛治君 福田 一君

植木庚子郎君 箕輪 登君

木村 武雄君 大村 襄治君

二階堂 進君 上林山榮吉君

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、今十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二七号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会付託

一、去る十一日、第六十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

下請中小企業振興法案

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和四十五年十二月十四日

衆議院議長 船田 中殿
予算委員長 中野 四郎

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、都道府県及び市町村を通じて、全国大多数の地方公共団体において、議会の議員又は長の任期が昭和四十六年三月から五月までに満了し、その任期満了前三十日以内に多数の地方選挙が集中して行なわれることとなるので、前例にもかんがみ、これら多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なおうとするものである。

その要旨は次のとおりである。

- (一) 選挙の期日に関する事項
 - 1 昭和四十六年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、都道府県並びに指定都市及び特別区の選挙にあつては昭和四十六年四月十一日、指定都市以外の市及び町村の選挙の場合にあつては同月二十五日とする。
 - 2 1の地方公共団体の議会の議員又は長については任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙の期日の告示の日以前までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とすること。
 - 3 1の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長については選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙の期日の告示の日の前日まで開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とすること。
- (二) 選挙期日の告示に関する事項
 - (一) により行なわれる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。
 - (1) 都道府県知事の場合は、昭和四十六年三月十七日
 - (2) 指定都市の長の選挙にあつては、昭和四十六年三月二十二日
 - (3) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十六年三月三十日
 - (4) 特別区の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十六年四月一日
 - (5) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十六年四月十五日
 - (6) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十六年四月十八日
- (三) 同時選挙に関する事項

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県及び市町村の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第九十九条第一項の規定による同時選挙とするものとする。
- 2 指定都市又は特別区の選挙と当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第九十九条第二項の規定による同時選挙とするものとする。
- (四) 重複立候補の禁止に関する事項
 - (一) に掲げるところにより昭和四十六年四月十一日に行なわれる選挙の公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域において(一)に掲げるところにより同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができないものとする。
 - (二) 後援団体に関する寄附等の禁止に関する事項
 - (一) 1の選挙についての後援団体に関する寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとする。
- (六) その他
 - 1 (一) により選挙が行なわれる場合における議員の定数の算定の基礎となる人口は、都道府県、指定都市及び特別区の議会の議員については昭和四十五年十二月一日現在において官報により公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村の議会の議員については条例の定めるところにより昭和四十六年二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとする。
 - 2 市(特別区を含む。以下同じ)町村の議会の議員が(一)により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和四十六年三月三十日に退職した場合(公職選挙法の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む)には、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱については、その者は、政令の定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合には、当該選挙の期日の前日)まで引き続き在職した者とみなすものとする。
 - 3 (一)に掲げるところにより行なわれる選挙の手續その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができるものとする。
 - 4 この法律は、公布の日から施行するものとする。

議案の修正議決理由

明年三月から五月までに行なわれる地方選挙の期日等を統一しようとする本案の趣旨は妥当と認めらるが、なお地方公共団体の議会の議員の定数の算定の基礎となる人口は国勢調査の結果のみによるものとし、他の指定統計調査の結果は用いないこととする修正の必要を認め、別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年十二月十四日

衆議院議長 船田 中殿

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 吉田 重延

〔別紙〕

附 則

2 第一条の規定により行なわれる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定を適用する場合における当該地方公共団体の人口の算定については、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、都道府県、指定都市及び特別区にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村にあつては、昭和四十六年二月一日現在において昭和四十五年国勢調査の結果による人口が官報で公示されていない場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、同日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によることができる。この場合において、当該地方公共団体の区域の全部又は一部の地域の人口に關して最近に行なわれた他の指定統計調査の結果による人口が公表されているときは、これを用いるものとする。

（は修正）

衆議院会議録第七号(一)中正誤

ペシ 段 行

誤

正

二六 三 末 工場騒音及び工 工場騒音及び建
 場騒音 設騒音

二九 四 五 ことを、
 ことを、

三三 一 五 ぜんそく
 ぜんそく

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円 (送料共)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二一(大代)